

悉曇要集記の奥文

竹田鐵仙

悉曇要集記は承保二年、京都仁和寺華藏院寛智律師の作である。數年前に故清水梁山師の舊藏になる文暦二年の原本奥書のある寫本を見て、此の要集記の奥文に國語學上大いに参考にすべき點の多々あることに氣付いたが、其の時自分は此の奥文に對し作者に付いて疑を抱いてゐた所、その後大谷大學本神宮林崎文庫本初瀬能滿院本を見て、聊か得る所があつたからこれを記して國語研究上に資したいと思ふ。

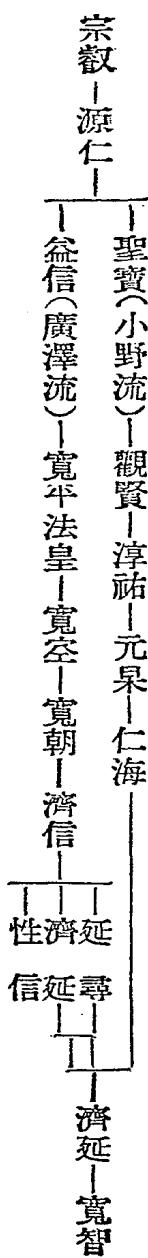
一

寛智律師の傳は多くの僧傳に見えないが、今仁和寺諸院家記に依ると、

寛智權律師 號勝寺、甲斐守道致息、又號禪明房、大御室御付法、濟延僧都入室、

嘉祥寺別當、長治元年三月二十四日任權律師（五十八）天永元年十一月日補嘉祥寺別當、同一年十二月十八日入滅（六十七）とあつて、後朱雀天皇の寛徳元年（一、七〇四）より鳥羽天皇の天永二年（一、七七二）の間、恰もその中年は白河天皇の御代であり、平安末院政の起つた時代である。その傳法學系を見るに、大御室の御付法とあるが、大御室とは

三條帝の第三皇子性信法親王の尊稱である。又濟延僧都入室とある濟延は仁和寺七十八院中の一院である華藏院の第二世であつて、寛智は濟延に法を嗣ぎ、濟延、寛眞の後を襲つて華藏院第五世となつた。寛智の悉曇の學系を推すに、彼は東密の分派である小野・廣澤の二の學系を繼承した様に思はれる。即ちその一は性信親王より廣澤の悉曇を受けたのであるが、親王が當時殊に悉曇の學に卓絶し給へることは「天性靈敏至悉曇學無不通串」(本朝高價傳、五〇。諸門跡譜上卷)とあることによつて知られ、又傳燈廣錄に、特に寛智が性信親王の指示を得て密學に徹すと記載してゐるのを見ると、師資の間柄は亦格別のものがあつた様に思はれる。その第二は東密悉曇の正系である小野流の悉曇をも濟延から受けたのであるが、濟延は華藏院第一世延尋と共に、性眞親王の付法の師である北院の濟信から廣澤の密學を繼承する傍ら、一方に小野流の雄者たる曼荼羅寺の仁海に受法し、東密悉曇の正系をも傳承した。是れに依つて寛智は正に廣澤、小野兩家の悉曇を受けたこととなる。今その悉曇學系を圖示すれば、



因みに、果實の悉曇字記創學抄卷一悉曇具書事の條に依れば、林記一卷禪林寺宗叡作集記二卷石山内供(淳祐)作指拾悉曇思惟要決抄三卷或云小野僧正(仁海)作云々或古本奥書云々……とあつて、東密悉曇は空海。宗叡を経て小野流に榮えたことを知る。」

要集記一巻は題名の示すが如く、字記を中心として悉曇學習上の必要事項を抄錄撰述したものであつて、終に

右件等者は愚身管見之上師資相承口傳也此外又以雖有多依爲最秘要妄不記之且舉片端欲令親貶學徒易解耳但努力々々不可有他見定恐有誇驕之輩歟不可不慎々々々乎于時承保乙卯之歲夷則庚午之日於金剛峯寺聖跡之地書記之
願以此功德自他法界入阿字法門耳 愚學苾芻

とあるが、自分の見た四本には何れもこゝに五紙ばかりの奥文が附加されてゐる。この奥文を最初に見た時は何ふしても本文の識語とは切り離してより考へられなかつた。然るに果實の悉曇字記創學抄(二、〇一八)次いで宥快(二、〇〇六一二、〇七七)の悉曇字記聞書中に、要集記云として今言ふ奥文中にある字記の語釋を引用してゐるのを見出して、聊か奥文の是非に對する疑惑を持つに至つた。「渾淆者要集記云雜亂交合之義也云々」創學抄二巻、「支派要集記云支派者流別也文」聞書一巻

其の後、大谷大學圖書館藏本の寶曆四年筆者快光の奥書のある寫本と、神宮文庫所藏の林崎文庫本とを見たが、兩本共に何處の藏本に依つて筆寫したのか原本の奥書も識語もなく、林崎文庫本には筆者の奥書をも記してゐない。この要集記は能滿院本の筆者道空の識語にも「應知此記多異本恐是屢經治定耶」とある如く異本が多く、今、道空の朱書校合本を合して六本各異同がある。就中、大谷本と林崎本とは字句の亂脱も少く、互に相應じ最も字句の整つた寫本である。この兩本共に前の本文の奥書を記すことは他本に同じであるが、更に奥文の終に「悉曇要集記 華藏院律師

述寛智」とあつて、これに依れば問題としてゐた奥文は本文と共に寛智の述作と言ふことになる。

然るに、初瀬能滿院本及び現在駒澤大學圖書館所藏の文暦の原本の轉寫本とには、前一本に見るが如き奥文の終の書名作者を記してゐない。能滿院本は渡邊英明氏の模寫本を借り得たのであるが、この書は梅尾山所藏の保元々年の寫本を享保二年三月に梵語大例梵語通同考の著者である曇寂が筆者し、それを同年五月に道空が轉寫するに當つて、更に「以梅山二本一校了道空」と異本を以つて校合朱點を施したものである。一方駒澤大學本は文暦二年正月十五日三大部伊賀抄の著者靜明の寫本を、定榮が成菩提院に得てこれを轉寫し、更に轉々して貞享三年に未詳の筆者が覺任房普寂の本を以つて轉寫したのであるが、この寫本は右の奥書以外に可成りの轉寫を経たものらしく、字句の亂脱も最も多い。加ふるに定榮の轉寫の際にも「惜哉蠹魚紛失不幾乎」と言つてゐるが如く、字句が失はれて意味の通じない所もあるが、この本は大谷、林崎の二本よりも能滿院本に近い。

奥文の終に書名作者を記す大谷、林崎の二本と、これを記さない他本と、何れが古いか作者の原本に近いかの問題を決定することが、此の奥文の價値を確める前提となるのであるが、自分の考では書名作者の無いものが古く、而も原本に近いものであると思ふ。保元々年(一、八一六)と言へば要集記の本文の識語にある承保乙卯(二年一、七三五)から七十一年後であり、この能滿院原本は要集記の書かれてから七十一年目に寫本されたこととなる。なほ高楠博士の悉々撰書目録に依り、高山寺舊藏現在東大國語研究室藏本の要集記の奥書を能滿院本に比べるに、

保安二年十一月十七日於金剛寺五屋令交合了子時許 (高山寺本)

とあるが、恐らくこれは同一原本ではあるまいか。保元二年の「は」とも々とも想像し得る所で、要は安と元の年號の相違である。果して保安二年(一、七八)の筆寫とすれば、要集記の撰述されて四十六年後の寫本であり、寛智の歿後九年である。して見ると、先づ奥文に書名作者を記さないものが古く原本に近いものとせねばならぬが、更にこの事は次の點からも想像し得る。即ち能満、駒澤兩本共に奥文中の源語的説明をなす所に「吽牛 ホヌル 喉反聲也 ムモ」とあるのを、大谷林崎兩本には「吽牛吼聲也ホユル、クム」として、喉反をその和訓に隨つて吼に書き改めてゐる。又相通より八轉聲を述べて「以八轉聲呼物名自在也八轉者先五轉明白也殘三轉隱密也可思之」として、その五轉を迦羅、紇里、俱婁、計禮古漏と五音の轉聲のこととなし八轉の名稱を示してゐないが、それが大谷林崎兩本には奥文の最後、書名の前に「〇八轉聲體、業、具、爲、從、屬、於、呼」と、正しき八轉の名稱が見えてゐる。只單にこの名稱を示すのみで何等の説明がない等、是等は明かに後の加筆であることを物語つてゐるものと言ひ得る。

以上に依つて、奥文の終に書名作者の無いものが古く、原本に近いことを知つたのであるが、此に於いて、果してこの奥文が寛智の作か否かに付いて一層の吟味を要することとなる。加之、能満院本の朱書校合者たる道空の注記に依れば、要集記の本文識語から後の奥文は一本に無之として、欄外に「從是至卷終七紙〇異本無之」次字とある。其處で、この道空が校合に用ゐた異本と彼れが定本とした保元本と、何れが古く作者の原意に近いかを知りたいのであるが、幸ひ道空の校訂本に依つて異本が保元本より古いことを推察し得るのである。即ち要集記の本文中に道空の示した左

の一節を比較することに依つて是れを想像することが出来る。

又於十四音諸師異解不同 1、一云從𠙴至延合十二又更加長聲暗惡二字 𠙴 延云十四 2、又云阿等十二爲六迦等廿五爲五一各五野等九字爲三故云十四音 3、又云阿等十二加悉曇二字云十四音云々 4、又云阿等十二字是韻字也迦等卅四字正通字母也故於卅四字有十四音義所謂五々爲五九字爲九故成十四音義云々 此外異說甚多委不注之(異本)

今於十四音義諸師異解多々也 1、有說云從𠙴至延有十二殘二字自本缺無之 3、有云十二字加悉曇二字云十四音 或云阿等十二加𠙴 𠙴一韻 𠙴 𠙴一韻以此四字爲二韻爲十四音云々 1、或說云阿等十二更加長聲爲十二音 是貞觀寺和上說也 4、安和尚云五等五々爲五𠙴等九爲九云十四音是所祖承也特有道理何者當字呼曰音並字助響曰韻是慈覺大師所傳也云々意者阿等只云韻字 五等以下云音字也云々此外異說甚多委不注之 異本無安和尚八卷藏第二卷并東記林記等可尋聞也十四音義以智廣爲正云々(保元本)

これは悉曇十四音の諸説を述べたのであるが、異本が十四音説に暗惡の二字を一度數へて十四音としてゐるのを、保元本では残二字自レ本缺無之として其の不合理を避けてゐる。又其の十二字に長聲を加へると言ふのを別説に切り離して貞觀寺安然和尚の説となし、其の他諸師の説を出すに説者の名を明記してゐる。更に保元本にはこの十四音説に對する悉曇參考書を記してゐるが異本には是れを全然擧げてゐない、保元本は異本に比してその説の進歩してゐるのを見る。故に奥文の附加の無い要集記が古いとすれば、悉曇要集記の原形は道空が校合に用ゐた奥文の無い異本の

如くであつたに違ひない。して見ると、殘る疑惑は此の要集記の奥文の附加が寛智に依つてなされたか否かであるが、自分は恐らく寛智の添加、少くとも寛智の作意に成つたものであると思ふ。その理由は、寛智は要集記撰述後に於いて尙意に満たぬ所があつたと見え、撰述後十三年の寛治二年に悉曇秘要一卷を著してゐる。その奥書に

(前略)抑予往年承保之比籠居高野山之間禪念餘暇用そ之要矣今頃日披見其文多以不足觸事有謬於理無至仍更取捨再抄之但可留余一室外不可披露他處而已于時寛治二年六月上旬記了

とあり、又内題には「要集奥文更爲別卷也」とあつて、音韻、紐聲雙聲、清濁、十八章中の重字一音呼のことなど要集記の奥文の相通と共に、主として字記以外の悉曇學習上に必要なる音韻に關する説明である。今、要集記の本文と奥文との秘要の三書を合して考へる時は、其處には何等の矛盾も重複もなく、寧ろ一著述として見ることに於いて其の當然さが窺はれる。最初の著述を土臺に漸次學究を重ねて行つたこの著者の態度からは、要集記本文の改訂は元よりにして、遂には「此外又以雖有多依爲最秘要妄不記之」とその本文を閉じた所謂の秘傳をも記し、これを自家に留めるに至つたものが奥文や秘要であると思ふ。こゝに説く相通五十音反切の法などは悉曇家の常に口傳秘授とする所であつて、奥文中にも相通を説いた終に「如是口傳等敢不可他見努々穴賢」とある。

つぎに、能滿院原本の保元ニ年の奥書が已に筆寫當時のものではなく轉寫に依ることは、高山寺本が奥書中に五屋と明記してゐるのに對し能滿院本の奥書には○○五屋歟とあり、又その他一二紙魚に筆者の禍された箇所もあることから推察し得るが、この點からすれば高山寺本の保安二年とあるのが正本である様である。故に山や要集記の奥

文を作者以外の加筆とするも寛智の歿後九年が保安二年であり、作者以外の加筆とすれば寛智に親しく悉曇を聞き正しく傳へた者の所爲とせねばならぬ。

三

この要集記の奥文には、支派、梗概、喜多迦など悉曇字記の語釋二十二を列舉し、次に悉曇十八章各章の成字の規準に對して各々字義的説明を加へてゐる。その他梵文の初、句の終、重句の點、文の終尾に書く梵字形を教へ、以下三紙に亘つて梵音相通の理に依つて梵漢和の相通を比較し、或は和語の相通から國語の語源を説いてゐる。

この中、主として考へて見たいのは相通を説くに當つて示してゐる同音同韻の五十音に付いてあるが、今その語源的説明に於いても、未だ見るべき語源書は勿論、現存何れの歌詞の注釋書語釋書の出ない以前に、この説の存在することは我が語學史上に記載されねばならぬ事實であると思ふ。元よりその語源の説明は、相通の理に加ふるに常識を以つてした非學的なものとはねばならぬが、中に見出す次の二つの點は確に後代の語源研究上に認容し得る所である。即ち其の一は、相通に依つて歸納し得た語の音義を以つてする語源の解釋である。

カラス、クロシ、クリ 黒義也、シルス、シロシ是明白義

訓者日本知用也、天竺震旦皆只用音解法也、クロシ、ウルシ黒義也、今矩與鄙是一韻也流與呂又同也

次には、諧聲に依る漢字音の相通から鳥獸の聲を解釋してゐることである。

吽牛 ムク 喉反聲也 ムモ 哮羊聲也 メイヘイ 吠犬之音也 ヒヨ 鴨馬之音也 ミ 牝牛之音如羊咩聲其形亦似羊云鳥鳴音云瓦也 タマ

上の假字が字音であつて、下の假字はその聲を相通に依つて導いたものである。斯くて著者は「以如是義（相通の理）呼物名之時自然鳥獸等鳴騒音聲等可悉通解者」と言つてゐるが、これに依つて見れば、以上の二點が何れも相通の理から生み出されたものであることを知り、梵漢和の比較に依る著者の新しき試みが窺はれる。近世となつて鈴木朗が雅語音聲考に「言語ハ音聲也。音聲ニ形アリ姿アリ。ココロアリ。サレバ言語ニハ音聲ヲ以テ物事ヲ象リウツス事多シ……」として、新しき語源の説明法を考へ出したが、遠きに相映發するものがあるではないか。然し作者の語源的説明は、謂はゞ相通の理を示すのに用ひた實例に過ぎない。

寛智は臺密悉曇學の雄たる賀州の隱者明覺と同時の人であつて、寛智が要集記を著した五年の後、明覺には應德元年に悉曇大底の撰述がある。寛智は奥文に相通を説くに當り、和語の同韻同音として五十音を擧げてゐるが、今これを明覺の五十音圖と比較するに兩者の間に大なる相違がある。明覺は反音作法、梵字形音義、悉曇要訣の三書に五十音圖を記し、就中前二書に異本の多い所から、隨つてその音圖の數も大矢博士の音圖手習詞歌考に見るものに、自分の知り得た範圍の異本を加へて十一種に及んでゐる。大矢博士が現存最古の五十音圖とせられた良源傳本と言ふ五韻次第は、或説に未だ眞偽の判然に疑ひの餘地ありと/orはれてゐるが、この五韻次第に次ぐ現存最古の五十音圖としては明覺の五十音圖を擧げねばならぬ。然るに明覺の五十音圖中には五韻次第の如く現行の音圖と行位を等しくするものが存在しないばかりでなく、その行位は様々の次第である。この明覺の音圖に一定の形を見ないと言ふ所から、傍

良源の五韻次第の正僞が云々されてゐるのに考へて、一應或は大矢氏の言ふ建仁の反音抄以前の平安末期に至るも現行五十音圖の形が成立しなかつたのかとさへ思はしめるのである。然るに、この杞憂は今寛智の要集記奥文中の記載によつて取り除かれるのである。即ち寛智は和語の同韻として次第の如く十行を示してゐる。

同韻者 アカサタナハマヤラワ 一韻 イキシチニヒミリキ 一韻 ウクスツヌフムユル 一韻

ヲコソトノホモヨロ 一韻 エケセテネヘメレエ 一韻

これによつて十行の次第が當時已に口舌に親まれてゐたことを知ると共に、詞歌考に見る現行十行の音圖の五韻次第と建仁四年の反音抄との間に擧げられねばならぬ所の重要な文献であつて、反音抄に先立つこと百二十九年である。

次に、この要集記の文献に依つて氣付くことは、この當時已に五十音の中四音が失はれて四十六音となつてゐたと言ふことと、五音の次第がアイウヲエであることである。(次表参照)

この四本の音圖を見るに、大谷本と林崎本とは最後のレエを轉倒してゐる以外に他は全く同じく、他本に見られぬナの一音を共に脱してゐる。駒澤本は已に定榮が轉寫の際に言つてゐるが如く紙魚の爲め亂脱が多いのと、この本が長年月の間に幾度も轉寫を経てゐるので、五十音もアヤワ三行に音の混雜錯置を生じて仕舞つた時代のものとなつたのである。然るに同じ轉寫を経ても能満院本は享保二年の三月と五月の轉寫であつて殆んど同時に行はれたものであり、而も筆者が智積院に悉曇を學んだ曇寂と言ひ、校合に綿密なる道空と言ひ、何れも悉曇の學に造詣ある學者であつたことが、前者と異り正本を傳へた所以である。故に駒澤本は暫く論外として他の三本に依れば、ア行ヤ行のイ

註記、假字の書體は便宜上現行のものによる。

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ | タ | サ | カ | ア | ア | (本満能) |
| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ | タ | サ | カ | ア | ア | (本澤駒) |
| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | タ | サ | カ | ア | ア | ア | (本谷大) |
| ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | タ | サ | カ | ア | ア | ア | (本埼林) |
| ヰ | リ | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ | イ | イ | (本満能) |
| ヰ | リ | イ | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ | イ | (本澤駒) |
| ヰ | リ | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ | イ | イ | (本谷大) |
| ヰ | リ | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ | イ | イ | (本埼林) |
| ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ | ヲ | ヲ | (本満能) |
| ヰ | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ | ヲ | (本澤駒) |
| ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ | ヲ | ヲ | (本谷大) |
| ル | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ | ヲ | (本埼林) |
| ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | ヲ | ヲ | ヲ | (本満能) |
| ヰ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | ヲ | ヲ | (本澤駒) |
| ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ | オ | オ | (本谷大) |
| ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ | オ | オ | (本埼林) |
| エ | レ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ | エ | エ | (本満能) |
| レ | エ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ | エ | エ | (本澤駒) |
| レ | エ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ | エ | エ | (本谷大) |
| エ | レ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ | エ | エ | (本埼林) |

エ、ア行ワ行のウオの四音が此の時代に全く差別を失つてゐたことを知るのであるが、今、この國音の標準を定め示す爲めに作られた五十音圖に四音を除外してゐることは、院政初期に於いて四音の失はれてゐたことを、最も明確に示す何よりの證據と言ふことが出来る。アヤ兩行のイの分別は古事記にも已に認め難く、ワ行のウは天地の歌に失はれ、ヤ行のエがいろは歌に滅びて四十七音となつたが、要集記には四十六音より見えない。この要集記にオ、ヲの區別を認めてゐないことは悉曇家の音圖としては不思議な位である。大矢博士の詞歌考に依れば、悉曇書の五十音圖がオ、ヲの區別を認めてゐるのは保延の法華單字を限りとなすとある。

ア行のオと、ワ行のヲとの分別は第七圖なる保延の法華單字を限りとして、第八圖なる永萬の悉曇反音略釋より以下、寛永板韻鏡に至るまでは悉く、一のヲを兩用し、第二十九圖なる契沖の和字正濫鈔より第三十二圖なる眞淵の語意考まではヲをア行にオをワ行に用ゐたり。〔七一八〕

が、然るに永萬二年の反音略釋より九十年前に、このオ、ヲの分別無き圖を見るのである。

オ、ヲの假字について、能滿院本にはヲとあつて兩本にはオとあるが、詞歌考の説に隨へばヲとある能滿院本が作者時代の發音であつた様である。これを明覺の五十音圖と比較するに、明覺は眞假字の音圖には、漢字音を以つて五十音盡くを書き別け、又その假字の音圖に於いても、イ、ウ、エの三音兩行の區別こそ文字に現はしてゐないが、オ、ヲの區別は嚴然たるものがある。斯く同時の人にして而も悉曇の學者である兩者に、この相違のあることを如何に考ふべきか、此の點が今後五十音圖を中心として國語の問題を研究する場合に、可成り重要なことであり、深重な注意

を要する條件であると思ふ。即ち今保延までの音圖にオ、ヲの區別が現はれてゐるからとて、これを以つて直ちに當代の國音に分別があつたとすることは出來ぬと言ふことである。明覺が眞假字を以つて五十音を書き別け、オ、ヲの分別を認めてゐたとて、これが當時の國音であつたとは言ひ得ない。

臺密の悉曇家明覺は古來の傳承を正しく傳へて音圖を示してゐるのに、東密の悉曇にはこの音圖の傳承がなかつたものか、彼れ寛智は當代の音を以つて其のまゝ同韻を示したに過ぎない。傳承と當時の用音、この區別が兩者の相違を來したのであるが、此の事が五十音圖を取扱ふ上に於ける大切な注意である。たゞ理論としてはなく、この同時兩者の比較に依つて實際に立證された結論である。

最後に、この當時ア行の音がワ行に發音されたことを明覺の反音作法から求めて、寛智が當時の用音に隨つてヲをア行に用ゐたことを裏書すると共に、明覺の音圖が當代の發音を離れて、傳承に隨つたものであると云ふ關接の證とせよふ。

問阿字烏何反伊字烏異反上有烏字故取ワキウエヲ韻烏何反可云ワ烏異反可云井、答烏字オ音可取アイウエオ韻阿伊等音成

應字爲陵反若字直用ヰ音爲陵反卽キヨウ音成人依之或云キヨウ歟、而實ヨウト云也饗應キヤヨウト云是也爲ウイナ
リアイウエオヲ爲韻爲陵反イヨウト被反イヨウ卽ヨウ也

威字於非反於イヨ也アイウエオ韻ヲ可取也非フイ也於非反ウイト被反ウイハ卽ヰ也

この中、烏於は明覺が音圖中にア行のウオに用ゐた漢字音である。然るに第二の爲字と共に、是等が當時誤つてワ行に發音されたので、其の正音を教へたのである。

(昭和八年十一月稿)